

工大祭 2018 共催企画参加団体規約

第一条（本規約の範囲・変更）

1. 工大祭実行委員会（以下「当委員会」）が本規約の他に別途配布する資料及びその告知も本規約に準ずるものとします。
2. 本規約と資料等の規定が異なる場合は、当委員会の判断により優先される規定を適用します。
3. 本規約は当委員会の判断により変更する場合があります。この場合、共催企画参加団体（以下「共催団体」）は変更後の規約に従うものとします。
4. 変更後の規約は、当委員会が別途定める期日より効力を発します。
5. 共催団体は、本規約と共に「工大祭 2018 参加団体規約」にも従うものとします。ただし、本規約と「工大祭 2018 参加団体規約」とで異なる内容の記述がなされている場合は、本規約の内容が優先されます。

第二条（支援金）

1. 支援金は上限を一団体 15 万円・全団体合計 20 万円とします。
2. 共催団体が複数ある場合は、各団体について支援金の上限を当委員会が別途定めます。
3. 共催団体は工大祭終了後に、領収書・レシートと用途をまとめた領収書帳を提出する必要があります。領収書のみでの支援金の申請は無効とします。
4. 領収書帳には片側が綴じてあるノートを使用し（ルーズリーフ等は不可）、ページに領収書・レシートを貼り、それぞれのレシートに対して用途を詳しく記入してください。このとき、何のために予算を使用したのかを具体的に記載してください。（例として、「設備費」といった記載は不可。「スクリーン設置のための機材費」「PA 機材費」のように具体的な用途を記載してください）
5. 支援金は工大祭終了後、提出された領収書帳を審査した後、指定の口座に振り込むものとします。
6. 消耗品・レンタル品でないもの（例:楽器など普段の活動でも使用可能な耐用財）の購入費は、工大祭にあわせて購入した場合でも、現金援助の対象とならない場合、あるいは半額での支援となる場合があります。
7. 2018 年 4 月 1 日以前の支出は、原則として援助の対象としません。
8. 「工大祭を通じて来場者に利益を提供するための支出」でないと当委員会が判断した場合には、その支出が現金援助の対象とならない可能性があります。
9. 当委員会が別途定めた上限を超えた予算の申請は無効とします。
10. 団体もしくは企画において財源を持つものについては、支援金を減額する場合があります。

第三条（企画内容の原則）

共催団体は以下に則った企画を行う必要があります。

1. 来場者や大学周辺の住民など、団体外の方々に迷惑をかけない。

2. 大学の施設・環境及び使用する機材を保全する。
3. 全ての参加団体が正常に企画を運営する権利を尊重する。
4. 特定の政治・宗教活動を宣伝するための活動は行わない。
5. 営利を目的とする企画は行わない。
6. 個人情報は厳重に取り扱い、目的外での使用をしない。
7. そのほか、他団体同様、大学から禁止されている行為を行わない。

第四条（責任者）

1. 責任者とは第一責任者、第二責任者、第三責任者のことをいいます。
2. 参加申請を行う団体は、第一責任者、第二責任者、第三責任者を各一名選出する必要があります。
3. 以下のすべてに該当する者のみが責任者となる権利を有します。
 - (a) 東京工業大学の学生、または東京工業大学の教職員である者
 - (b) 団体のすべての活動に責任を負える者
 - (c) 工大祭実行委員会に属さない者
 - (d) 参加申請をしている他団体の責任者でない者
 - (e) 工大祭実行委員会からの通知を工大祭実行委員会に代わって団体のすべての構成員に通知する義務を負える者
 - (f) 工大祭実行委員会に連絡先を伝える義務を負える者
 - (g) 各種申請、パンフレット原稿の提出を工大祭実行委員会が別途定める期間に行う義務を負える者
 - (h) 携帯電話を持っており、恒常的に連絡を取り合う義務を負える者
4. 責任者を兼任することはできません。
5. 参加団体への登録手続き、および工大祭 2018 参加団体規約第十五条の定める参加団体総会には、原則第一責任者が出席するものとします。
6. 支援課の開催する講習会には、原則第一責任者、第二責任者、第三責任者の三名が出席するものとします。
7. 責任者のいずれか一名は、企画実施中、企画実施場所に常駐し、企画が適切に実施されているか監督する義務を負います。義務を果たさなかった場合、工大祭 2018 参加団体規約第十四条 4 項および第七条に基づき保証金を一部返却しない等の罰則を科す場合があります。
8. 責任者は当委員会が認めた場合を除き、参加申請後の責任者の任を辞することはできません。参加団体は、すべての責任者が不在となった場合、企画を中止していただきます。

第五条（第一責任者）

1. 第一責任者とは、団体の最高責任者をいいます。
2. 第一責任者は当委員会が認めた場合を除き、参加申請後に団体の第一責任者の任を辞することはできません。

第六条（第二責任者）

1. 第二責任者は団体の副責任者のことをいいます。
2. 第二責任者は当委員会が認めた場合を除き、参加申請後に団体の第二責任者の任を辞することはできません。
3. 当委員会が認めた場合において第一責任者がその任を辞した場合、第二責任者は第一責任者となります。その際、第三責任者は第二責任者となります。

第七条（第三責任者）

1. 第三責任者は団体の副責任者のことをいいます。
2. 第三責任者は当委員会が認めた場合を除き、参加申請後に団体の第三責任者の任を辞することはできません。
3. 当委員会が認めた場合において、第二責任者がその任を辞した場合、第三責任者は第二責任者となります。また、第一責任者、第二責任者がともにその任を辞した場合、第三責任者は第一責任者となります。

第八条（許可の必要な行為）

共催団体の以下の行為に関しては、当委員会の許可を必要とします。

1. 商業行為
2. 企業への協賛のお願い、及び本学 OB・OG への寄附のお願い
3. 募金・カンパを募る行為
4. 物品を販売または配布する行為
5. 食品を販売または配布する行為
6. 大学外部と関係する内容の企画
7. 警備・車両入構・控室・電力・屋内備品移動・その他の物品の必要となる企画
8. リハーサル等の目的での講堂の使用
9. 工大祭期間中における講義室の使用
10. 講義室の夜間の使用

第九条（パンフレット原稿）

1. 共催団体はパンフレットに掲載するための原稿の提出を義務とします。
2. 原稿は当委員会が指定する日時までに提出して下さい。なお、期日を守らなかった場合、当委員会が作成した原稿を使用いたします。またこの場合、支援金の大幅な減額をするものとします。
3. 原稿の製作が難しい場合は、事前に当委員会に相談してください。
4. 提出された原稿に不備があるとき、当委員会が修正する場合があります。

第十条（講義室・講堂・野外ステージ使用上の注意）

1. 講義室の鍵の管理は当委員会で行います。長時間講義室を無人にする場合は当委員会に連絡し、必ず施錠してください。
2. 講義室の使用後は、必ず原状復帰をしてください。
3. 工大祭期間中の野外ステージの利用方法は、当委員会と相談の上決定します。
4. 雨天等の諸事情によって野外ステージ上の企画は中止となる場合があります。
5. 企画終了後、忘れ物やごみの無いように片付けを徹底してください。

第十一条（準備作業）

1. 準備作業として学内施設を工大祭実行委員会名義で利用することはできません。
2. 準備作業等による外部作業で発生した事故等に対して、当委員会はその一切の責任を負わないものとします。

第十二条（諸注意）

1. 工大祭期間中は当委員会の指示に従ってください。
2. 講義室企画、模擬店企画、その他企画に該当するものは審査から外す場合があります。
3. 学園祭企画のコンテスト等にエントリーを行う場合があります。
4. 原則として募集期間内に応募のあった企画のみを扱うものとします。

第十三条（罰則）

共催団体が本規約に反するような行為をした場合、支援金の上限額を下げる・資金面などでの援助を行わない・来年度以降の共催を認めない等の罰則を科す場合があります。

第十四条（免責）

当委員会は、共催団体が起こした事故等に対して、その一切の責任を負わないものとします。

附則

本規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 3 月 31 日まで有効とします。